

# 東京 VISA カード&東京マスターカード加盟店規約 新旧対比表

改定箇所は、以下赤字の通りとなります。

改定前	改定後（2026年4月改定）
<p>第2条（定義）</p> <p>(12) <b>実行計画</b></p> <p>クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該<b>実行計画</b>に相当するものを含む）であって、その時々における最新のものをいいます。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>(12) <b>セキュリティガイドライン</b></p> <p>クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該<b>セキュリティガイドライン</b>に相当するものを含む）であって、その時々における最新のものをいいます。</p>
<p>第7条（信用販売の方法）</p> <p>1.加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、C A T等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、<b>実行計画</b>に掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽の確認および売上票その他媒体に署名を求める、または会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、<b>実行計画</b>に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、何らかの理由（故障、電話回線障害等）でC A T等の使用ができない場合は、第3項の手続きを行うものとします。但し、会員から提示されたカードが非接触 I Cカードの機能を搭載した携帯電話やその他の電子機器等の場合は、第3項の手続きは行わないものとします。</p> <p>2.前項の信用販売を行った場合、加盟店は、当社が別途定める場合を除き、C A T等をその取扱契約に従い使用して当該信用販売に関するデータ（以下「売上データ」という）を当社に送信するものとします。</p> <p>3.加盟店は、C A T等を利用することなく信用販売を行なう場合には、前2項に関わらず、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べた上、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載のカードの会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、信用販売の種類、加盟店名、加盟店番号、利用日、取扱者名等所定の事項を記入の上、会員の署名を徴求するものとします。加盟店はカード用印字器を使用する場合にエンボスレスカード（ELECTRONIC USE ONLYと記載のカードを含む）の取扱いを行なわないものとします。また、加盟店は、<b>実行計画</b>に掲げられた措置を講じて本項の信用販売を行うものとします。なお、加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとしますが、別途当社から通知があった場合にはその指示に従うものとします。</p>	<p>第7条（信用販売の方法）</p> <p>1.加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、C A T等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、<b>セキュリティガイドライン</b>に掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽の確認および売上票その他媒体に署名を求める、または会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、<b>セキュリティガイドライン</b>に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、何らかの理由（故障、電話回線障害等）でC A T等の使用ができない場合は、第3項の手続きを行うものとします。但し、会員から提示されたカードが非接触 I Cカードの機能を搭載した携帯電話やその他の電子機器等の場合は、第3項の手続きは行わないものとします。</p> <p>2.前項の信用販売を行った場合、加盟店は、当社が別途定める場合を除き、C A T等をその取扱契約に従い使用して当該信用販売に関するデータ（以下「売上データ」という）を当社に送信するものとします。</p> <p>3.加盟店は、C A T等を利用することなく信用販売を行なう場合には、前2項に関わらず、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べた上、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載のカードの会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、信用販売の種類、加盟店名、加盟店番号、利用日、取扱者名等所定の事項を記入の上、会員の署名を徴求するものとします。加盟店はカード用印字器を使用する場合にエンボスレスカード（ELECTRONIC USE ONLYと記載のカードを含む）の取扱いを行なわないものとします。また、加盟店は、<b>セキュリティガイドライン</b>に掲げられた措置を講じて本項の信用販売を行うものとします。なお、加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとしますが、別途当社から通知があった場合にはその指示に従うものとします。</p>
<p>第15条（支払方法）</p>	<p>第15条（支払方法）</p>

<p>4.加盟店から提出された売上データまたは売上票の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p>	<p>4.加盟店から提出された売上データまたは売上票の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。また、調査開始より30日を経過しても疑義が解消しない場合には、立替払金の支払いを拒絶できるものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p>
<p>第27条（カードの会員番号等の適切な管理） 3.加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、<b>実行計画</b>に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じるものとします。 4.当社は、前項で講じられた措置が<b>実行計画</b>に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カードの会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を加盟店に求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p>	<p>第27条（カードの会員番号等の適切な管理） 3.加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、<b>セキュリティガイドライン</b>に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じるものとします。 4.当社は、前項で講じられた措置が<b>セキュリティガイドライン</b>に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カードの会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を加盟店に求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p>
<p>第34条（届出事項の変更等） 4.加盟店が第3条第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p>	<p>第34条（届出事項の変更等） 4.加盟店が第3条<b>第1項(6)</b>および第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p>
<p>第35条（契約解除等） 1.（6）加盟店が<b>その他経営状態が悪化したまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合</b></p>	<p>第35条（契約解除等） 1.（6）加盟店の<b>その他経営状態が悪化したまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合</b></p>
<p>第38条（有効期間・解約） 加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、<b>相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。</b>但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、<b>当社は加盟店に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより</b>（加盟店との連絡不能による場合は、第34条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本規約を解約できるものとします。</p>	<p>第38条（有効期間・解約） <b>本規約の有効期間は本規約締結の日から1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに加盟店又は当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。</b>加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（加盟店との連絡不能による場合は、第34条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、<b>当社は加盟店に予告することなく本規約を解約できるものとします。</b></p>
<p>（2025年4月改定）</p>	<p>（2026年4月改定）</p>

#### VJA ギフトカード取扱規約

<p>第5条（提出及び支払方法） 2.当社の締切日及び取扱店への支払方法は、次の通りとします。 （1）毎月15日と月末に締切り、15日締切分は当月末日に、月末締切分は翌月15日に支払うものとします。</p>	<p>第5条（提出及び支払方法） 2.当社の締切日及び取扱店への支払方法は、次の通りとします。 （1）毎月15日と月末に締切り、15日締切分は当月末日に、月末締切分は翌月15日に支払うものとします。<b>なお、締切日（毎月15日・月末日）が休業日（土日、国民の祝日及び休日並びに12月30日～1月3日）の場合には、当該日の前営業日に締切るものとします。</b></p>
<p>（2010年9月改定）</p>	<p>（2026年4月改定）</p>

# 東京 VISA カード&東京マスターカード加盟店規約 (通信販売 [含 EC] 用) 新旧対比表

改定箇所は、以下赤字の通りとなります。

改定前	改定後 (2026年4月改定)
<p>第2条 (定義)</p> <p>(12) <b>実行計画</b></p> <p>クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該<b>実行計画</b>に相当するものを含む) であって、その時々における最新のものをいいます。</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>(12) <b>セキュリティガイドライン</b></p> <p>クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該<b>セキュリティガイドライン</b>に相当するものを含む) であって、その時々における最新のものをいいます。</p>
<p>第10条 (信用販売の方法)</p> <p>1. 加盟店は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の事項を確認して信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、<b>実行計画</b>に掲げられた措置、またはこれと同等の措置、を講じてこれを行うものとします。</p> <p>(1) 通知されたカードの会員番号等の有効性</p> <p>(2) 当該信用販売がなりすましその他のカードの会員番号等の不正利用に該当しないこと。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が<b>実行計画</b>に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあると認めるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があると認めるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p>	<p>第10条 (信用販売の方法)</p> <p>1. 加盟店は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の事項を確認して信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、<b>セキュリティガイドライン</b>実行計画に掲げられた措置、またはこれと同等の措置、を講じてこれを行うものとします。</p> <p>(1) 通知されたカードの会員番号等の有効性</p> <p>(2) 当該信用販売がなりすましその他のカードの会員番号等の不正利用に該当しないこと。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が<b>セキュリティガイドライン</b>に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあると認めるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があると認めるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p>
<p>第13条 (コンピュータ通信による取引)</p> <p>1. 加盟店がコンピュータ通信の手段による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ (以下、「申込データ」という) を受信し、これに対する第10条第3項の承認手続を経た後、申込みに対する諾否の回答を行うものとします。加盟店は、申込データならびにそれに対するその後の処理経過を、<b>実行計画</b>に掲げる措置またはそれと同等の措置を講じた上で、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイル (以下、「ファイル」という) に、取引日ごとに整理して記録するものとします。</p>	<p>第13条 (コンピュータ通信による取引)</p> <p>1. 加盟店がコンピュータ通信の手段による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ (以下、「申込データ」という) を受信し、これに対する第10条第3項の承認手続を経た後、申込みに対する諾否の回答を行うものとします。加盟店は、申込データならびにそれに対するその後の処理経過を、<b>セキュリティガイドライン</b>に掲げる措置またはそれと同等の措置を講じた上で、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイル (以下、「ファイル」という) に、取引日ごとに整理して記録するものとします。</p>
<p>第14条 (申込書等の保管)</p> <p>加盟店は、本規約の定める手続を経た取引申込書、申込受付書または申込データを記録したファイルを、<b>実行計画</b>に掲げる措置またはそれと同等の措置を講じた上で、整理して保管し、商品発送の有無その他の必要事項を追記して、7年間保管するものとします。</p>	<p>第14条 (申込書等の保管)</p> <p>加盟店は、本規約の定める手続を経た取引申込書、申込受付書または申込データを記録したファイルを、<b>セキュリティガイドライン</b>に掲げる措置またはそれと同等の措置を講じた上で、整理して保管し、商品発送の有無その他の必要事項を追記して、7年間保管するものとします。</p>
<p>第24条 (支払方法)</p> <p>4. 当社は、加盟店から提出された売上データ等の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断す</p>	<p>第24条 (支払方法)</p> <p>4. 当社は、加盟店から提出された売上データ等の正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断す</p>

<p>るまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留することができるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p>	<p>るまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留することができるものとします。また、調査開始より30日を経過しても疑義が解消しない場合には、立替払金の支払いを拒絶できるものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。</p>
<p>第37条（カード番号等の適切な管理） 3.加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、<b>実行計画</b>に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じるものとします。 4.当社は、前項で講じられた措置が<b>実行計画</b>に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カードの会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を加盟店に求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p>	<p>第37条（カード番号等の適切な管理） 3.加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、<b>セキュリティガイドライン</b>に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じるものとします。 4.当社は、前項で講じられた措置が<b>セキュリティガイドライン</b>に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カードの会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を加盟店に求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。</p>
<p>第44条（届出事項の変更等） 4.加盟店が第3条第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p>	<p>第44条（届出事項の変更等） 4.加盟店が第3条<b>第1項(6)</b>および第2項に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</p>
<p>第45条（契約解除等） 1.（6）加盟店が<b>その他経営状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合</b></p>	<p>第45条（契約解除等） 1.（6）加盟店の<b>その他経営状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合</b></p>
<p>第48条（有効期間・解約） 加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、<b>相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより</b>、本規約を解約できるものとします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、<b>当社は加盟店に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより</b>（加盟店との連絡不能による場合は、第44条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、本規約を解約できるものとします。</p>	<p>第48条（有効期間・解約） <b>本規約の有効期間は本規約締結の日から1年間とします。但し、有効期間満了3ヶ月前までに加盟店又は当社から何ら書面による意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。</b>加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合（加盟店との連絡不能による場合は、第44条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす）、<b>当社は加盟店に予告することなく本規約を解約できるものとします。</b></p>
<p style="text-align: right;">（2025年4月改定）</p>	<p style="text-align: right;">（2026年4月改定）</p>